

日本保健医療行動科学会
中川記念奨励賞内規

(1994年6月1日制定施行, 2023年6月17日最終改定)

1. (名称)

本賞は、日本保健医療行動科学会中川記念奨励賞（略称：中川賞）と称する。

2. (目的)

本賞は、保健医療行動科学に関する学術的研究や諸活動を若い会員に奨励するために、優れた貢献をした者を表彰し、もって保健医療行動科学の発展に寄与することを目的とする。

3. (受賞資格)

本賞の受賞者は、次の3条件をすべて満たさなければならない。

- 1) 日本保健医療行動科学会の通常会員であること。
- 2) 保健医療行動科学に関する学術的研究あるいは教育を含む諸活動において、その業績が顕著であること。
- 3) 受賞年度において45歳未満もしくは学会入会后10年未満であること。

4. (本賞の選考)

本賞の選考は、中川賞選考委員会が行う。

5. (選考委員会の構成)

中川賞選考委員会を次のとおり定める。

- 1) 中川賞選考委員会は、日本保健医療行動科学会会長によって任命された8名の委員によって構成される。8名のうち4名は理事から、残りの4名は評議員から選出される。
- 2) 委員の任期は3年とする。
- 3) 中川賞選考委員長は、委員の互選によって決められる。

6. (受賞者の選考)

選考に当たっては、日本保健医療行動科学会評議員ならびに編集委員会より優れた論文や活動業績の推薦を得て、それを参考にするものとする。

7. (受賞者の推薦)

中川賞選考委員会は、日本保健医療行動科学会の通常会員の中から、毎年、若干名を中川賞候補者として選考した後、これを理事会に推薦しなければならない。

8. (受賞者の決定)

理事会は、中川賞選考委員会から推薦された受賞候補者の中から受賞者を決定する。

9. (賞の授与)

日本保健医療行動科学会会長は、日本保健医療行動科学会の年次大会の総会において、8によって決定された受賞者に対して、日本保健医療行動科学会中川記念奨励賞として賞

状等を授与し，公示する。

10. (中川賞基金)

中川賞基金を次のとおり定める。

- 1) 日本保健医療行動科学会が主催する事業に伴う収入，ならびに2の目的で贈与される寄付金等の積立金をもって中川賞基金とする。
- 2) 中川賞基金を使用する必要がある場合は，理事会の承認を得なければならない。

11. (改廃)

本内規の改廃は，理事会によって決議される。

※本内規 3. (受賞資格) の 3)の年齢を「40 歳未満」から「45 歳未満」に改定

(2008.10.13.)

※本内規 5. (選考委員会の構成) の 2)の委員の任期を「2 年」から「3 年」に改定

(2013.6.22.)

※本内規 3. (受賞資格) の 3)を「45 歳未満」から「45 歳未満もしくは学会入会后 10 年未満」に改定

(2023.6.17.)